

○埼玉県警察職員採用試験人物試験委員運用要綱

平成10年 3 月16日

埼 例 規 第16号・務

警 察 本 部 長

埼玉県警察職員採用試験人物試験委員運用要綱の制定について（例規通達）

埼玉県警察職員の採用試験において、より人物を重視した採用を図るため、みだしの要綱を別添のとおり制定し、平成10年4月1日から実施することとしたから、効果的な運用に努められたい。

別添

## 埼玉県警察職員採用試験人物試験委員運用要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、埼玉県警察職員採用試験人物試験委員（以下「人物試験委員」という。）の運用について必要な事項を定めるものとする。

### 第2 定義

この要綱における用語の意義は、次に定めるとおりとする。

#### (1) 採用試験

職員の任用に関する規則（昭和46年埼玉県人事委員会規則6－11）第4条第1項第5号から第14号までに掲げる次の試験をいう。

- ア 警察官（巡査）採用試験Ⅰ類
- イ 警察官（巡査）採用試験Ⅱ類
- ウ 警察官（巡査）採用試験Ⅲ類
- エ 警察官（巡査）採用試験国際捜査Ⅰ類
- オ 警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅰ類
- カ 警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅲ類
- キ 警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅰ類
- ク 警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅱ類
- ケ 警察事務職員採用上級試験
- コ 警察事務職員採用初級試験

#### (2) 人物試験委員

採用試験において実施する個別面接による口述試験の評定を行う者をいう。

#### (3) 面接官

人物試験委員のうち、埼玉県警察官採用試験面接官登録制度実施要領（平成29年務第851号）第3の1の規定により警務部長が指定した者をいう。

### 第3 人物試験委員の推薦

所属長（警察署長を除く。以下同じ。）は、当該所属の警部補（同等の職にある一般職員を含む。）以上の職にある者（既に面接官として指定されている者を除く。）の中から人物試験委員としての適任者を選考の上、警務部長に推薦するものとする。

#### 第4 人物試験委員の指定

- 1 警務部長は、前記第3の推薦に基づき選考の上、人物試験委員を指定するものとする。
- 2 警務部長は、人物試験委員を指定したときは、当該所属長に通知するものとする。

#### 第5 指定の解除

警務部長は、年度末をもって人物試験委員の指定を解除するものとする。ただし、人物試験委員に指定された者が年度途中での人事異動、疾病その他の理由により、当該任務を継続し難いと認めた場合は、その都度人物試験委員の指定を解除するものとする。

#### 第6 運用

警務部長は、採用試験を実施するに当たっては、指定された人物試験委員を計画的に運用するものとする。

#### 第7 教養

警務部長は、講習等の教養を計画的に実施するなど、人物試験委員の評定能力向上に努めるものとする。

#### 実施日

この例規通達は、平成10年4月1日から実施する。

実施日（平成12年4月28日埼例規第43号・総）

この例規通達は、平成12年5月1日から実施する。

実施日（平成29年3月29日務第852号）

この通達は、平成29年4月1日から実施する。

実施日（平成31年3月22日務第741号）

この通達は、平成31年4月1日から実施する。

実施日（令和4年3月28日務第841号）

この通達は、令和4年4月1日から実施する。